

みよし市自殺対策計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市では、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、市町村に策定が義務づけられた自殺対策計画を新たに策定します。計画の策定に当たっては、国や県の定める自殺対策計画及び施策に関する社会情勢や制度改革の状況を勘案した上で、みよし市の今後の自殺対策を総合的かつ効果的に推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指します。

これらを踏まえ、みよし市自殺対策計画策定業務の実施に当たっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、提案力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

みよし市自殺対策計画策定業務委託

(2) 業務内容

ア 基礎調査業務

イ 関連資料の収集、整理及び分析

ウ 計画書素案作成

エ 会議及びパブリックコメントの運営支援

オ 計画書の作成及び印刷

※詳細は、別紙「みよし市自殺対策計画策定業務委託仕様書」を参照

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

(4) 見積上限金額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により候補者を決定するものとします。

なお、候補者の選定については、みよし市地域自殺対策計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者として、なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度みよし市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成25年2月21日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限ります。

- (5) 平成25年度から平成29年度までに、地方公共団体の自殺対策推進計画又は関連計画に関する行動計画の策定実績があること。

5 質疑及び回答

プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」(様式第4号)に質問事項を記載のうえ、平成30年5月8日(火)から平成30年5月31日(木)正午までに、電子メール(健康推進課メールアドレス kenko@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、健康推進課に提出してください。

なお、メールの件名は「みよし市自殺対策計画策定業務質疑提出(社名)」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で健康推進課(電話番号0561-34-5311)に確認してください。

- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」(様式第5号)により、みよし市役所ホームページ(<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>)で随時掲載します。

なお、最終の回答は、平成30年6月4日(月)午後5時までに回答するものとします。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要調書(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号)

※平成25年度から平成29年度までに、策定実績のある自殺対策推進計画又は関連計画に関する行動計画について、それを証する契約書等の写しを添付してください。

エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)

(2) 提出部数

2部(正本1部、副本1部を提出)

※正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印したものとし、ア～エの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出してください。

(3) 提出方法

みよし市子育て健康部健康推進課の窓口に直接又は郵送で提出してください。

(ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

〒470-0224 愛知県みよし三好町陣取山54番地(みよし市保健センター)

みよし市子育て健康部健康推進課

(5) 提出期限

平成30年5月18日(金)午後5時 ※期限厳守

(6) 書類審査

別表に定める評価項目に基づき、上記(1)の書類審査を実施します。

7 参加資格要件確認結果通知

参加申請書類を提出した者に対して、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、平成30年5月21日(月)までに、電子メールで通知するものとします。

8 企画提案書等の提出

上記7により、参加資格要件を満たした者は、以下の書類を提出してください。

なお、提出期限以降の提出書類の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届 (様式第6号)	1部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印してください。
イ	企画提案書 (様式第7号)	10部	企画提案の内容について記入してください。 (正本1部、副本9部を提出)
ウ	実施体制調書 (様式第8号)	1部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 (様式第9号)	1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記入してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記入してください。
オ	工程計画書 (様式第10号)	1部	仕様書等を参考に作成してください。
カ	見積提示金額調書 (様式第11号)	1部	

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書で文字サイズは11ポイント以上とします。
(ただし、みよし市が指定した様式及び図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び代表者印を押印したものとし、ア～カの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出してください。
- ・企画提案書の副本9部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、かつ、代表者印を押印していないものを提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

みよし市役所子育て健康部健康推進課の窓口に直接提出してください。

※郵送及び電信等による提出は認めません。

(3) 提出先

〒470-0224 愛知県みよし三好町陣取山54番地(みよし市保健センター)

みよし市子育て健康部健康推進課(担当:藤森・近藤)

(4) 提出期限

平成30年6月5日(火)午後5時まで ※期限厳守

9 審査の実施

提出した企画提案について、選定委員会に対してプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 開催日時

平成30年6月11日(月) 午前9時30分から(予定)

(2) 開催場所

みよし市役所庁舎3階研修室5

(3) 審査の方法

1 事業者につき40分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を10分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1事業者につき5人までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

(4) 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは5人までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

(5) 評価項目

別表に定める評価項目に基づき、審査します。

10 最優秀提案者の選定

(1) 上記9の審査により、最も優れている提案者を最優秀提案者として選定し、選定された者と契約締結に向けて手続を行います。契約が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

(2) 提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しません。

11 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果については、みよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

12 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	平成30年5月 8日(火)
参加申込	平成30年5月 8日(火) から 平成30年5月18日(金) まで
質問の受付	平成30年5月 8日(火) から 平成30年5月31日(木) まで
参加資格要件確認結果通知及び依頼 及び企画提案書提出依頼	平成30年5月21日(月)
企画提案書等の提出	平成30年5月22日(火) から 平成30年6月 5日(火) まで
プレゼンテーション審査	平成30年6月11日(月) 午前9時30分から正午まで
審査結果通知	平成30年6月21日(木)
契約手続き開始	平成30年6月下旬

評 価 項 目

一次審査（書類審査）

項 目	事 項
業務実績	ア 自殺対策推進計画及び関連計画に関する行動計画の策定の実績 イ 同種・類似業務等の実績

二次審査（プレゼンテーション）

項 目	事 項
事業者の能力	ア 実施体制(技術者数の状況) ウ 業務の繁忙度
担当者の能力	ア 担当者の実務経験 イ 担当者の同種・類似業務等の実績 ウ 担当者の取組み意欲・説明能力 エ 自殺対策に関する知識・理解度
実施方針・ 提案内容の評価	ア 基本方針及び実施計画の独自性・妥当性 イ 実施意欲・取組意欲 ウ 提案内容の理解度 エ 提案内容の妥当性・創造性・実現性等 オ 資料作成力
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか

配点については、非公表とします。